

国からの回答（区域見直しについて）

Q101.区域見直しを行う目的は？

（内閣府）

除染、インフラ復旧、生活関連サービスの復旧を計画的に行って、住民の故郷の帰還を計画的に行うことを目的としている。

Q102.双葉町は、避難解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域のどれに該当するのか。

（内閣府）

双葉町の区域見直しは町と協議中。基本的な考え方としては、放射線量に基づいて区分けをすることとなっており、今の基準だと、年間放射線量が50ミリシーベルト超のところについては帰還困難区域、20超から50の区域については居住制限区域、それ以下については避難指示解除準備区域、となる。ただ線量で機械的に分断することになると地域の崩壊という懸念もあるため、具体的な設定にあたっては、町もしくは住民の方と相談させて頂きながら、区域分けを進めていきたい。

Q103.なぜ20ミリシーベルトが基準なのか。チェルノブイリの避難基準は5ミリシーベルトと聞いている。

（内閣府）

ご指摘のチェルノブイリの強制避難の基準として、年間5ミリシーベルトが採用されていたということについては、事故当初の基準ではなくて、事故から5年を経過した後に策定された基準である。この基準については、当時、避難基準について国際的な整理が十分に整理されていなかったが、その後の国際的な評価としては、例えば国連の機関、IAEAや、ロシアのウクライナ等の国々においても、過度な避難基準であったとの評価もされている。その後、チェルノブイリの事故後の対応を受けてICRP（国際放射線防護委員会）において、防護の基準が定められた。これは、避難をすることで被曝は避けられるというメリットもあるが、もともとの生活ができなくなり、生活を失うことによって、ストレスを抱えるデメリットもあるので、メリットとデメリットを十分に考えた上で避難基準を設定すべきであるという考えで、事故後の緊急時においては、「年間20～100ミリシーベルトの範囲内で各国の状況に応じて定めること」という勧告がなされている。この基準の前提としては100ミリシーベルト以下の被ばくについては、健康のリスクは相当小さいということが踏まえている。例えば発がんがんのリスクについては、他の生活習慣、喫煙、飲酒等もあり、野菜不足、運動不足でもがんがんは生じるものだが、そういった生活習慣の、他の発がんがん要因と同程度に小さい、という科学的な研究の前提の上で年間20～100ミリシーベルトの間で決めるという考えが示されている。この基準に則り、日本としては、年間20～100ミリシーベルトの一番厳しい値である年間20ミリシーベルトを国内基準として設定した。

国からの回答（区域見直しについて）

Q104. 経済産業省や文部科学省がICRP基準に準じてやろうとしているのは仕方がないが、線量の最適化というのは、低線量ワーキンググループでも住民と話し合ってきたと最適化をやるといふように勧告にある。違反していないか。住民は年間20ミリシーベルトを区域分けするときに一つも意見なんか聞かれていないし、言えなかった。自分の都合のいいようにICRPの勧告を使わないでほしい。

（内閣府）

今のご指摘は、現存被ばく状況における被ばくの管理という話かと思う。現在、検討を行っているのは避難区域の見直しということであり、避難解除の基準ではない。避難区域の見直しにあたって、どういう基準で今後、見直していくかということでお話をさせていただいている段階である。それについては、おっしゃるとおり住民の方のご意見は未だ踏まえていないとは思いますが、今、こういった説明会でお話を伺って、柔軟に対応できる余地もあると思っている。

Q105. 区域の見直しで、現在年間20ミリシーベルトという線を引いているが、これは非常に高い数値。批判も出ていると思うが見直す気はないのか。というのは、この20ミリシーベルトというのは放射線従事者の年間の被ばく線量。その線量を、一般の人たちに被ばくさせていいのか。そんな高い数値で帰れるというのはとんでもない話。まずこれを見直す気があるかどうか。

集団線量という何人シーベルトという単位がある。その集団が、たとえば100人いてその人が1ミリシーベルト浴びたら100ミリシーベルト、そういう形でいくとがんがんの発生というのは2.4ミリシーベルトに対して1件、そういう割合で発生する。だから人数が多くなればなるほどそれだけリスクは上がるのを、危惧している。

（内閣府）

200、100という低線量の被ばくの影響は、それが生活習慣、たばこを吸うとかお酒を飲む、野菜不足、運動不足など、生活態度で生じたがんがんなのか、被ばくによって生じたがんがんのか分からないくらい小さいということで、実際どれくらいリスクがあるのかということは、正直分かっていない。具体的なイメージとしては、タバコを喫うと、被ばく線量に表すと1000ミリシーベルトから2000ミリシーベルト程度のがんのリスクがあると言われている。今回の100ミリシーベルトから200ミリシーベルトについては、野菜不足と同じくらいリスクという評価がなされている。

当然ながらがんのリスクは0でなく、被ばくされる人数が増えれば症状が出る可能性がある方は増える。ただそれが双葉の住人の皆様の帰還後にどの程度がんになる方が出るのかというのは分からないとしか申し上げられない。

Q106. 双葉町の内、どれだけが避難指示解除準備区域や居住制限区域になるのか分からないが、その人たちだけが帰っても、病院もない、お店もない、そういったところでどうやって生活するのか。実際に帰れる人は非常に少ないと思う。

（内閣府）

3つの区域再編の考え方については、去年の12月26日に原子力災害対策本部という全閣僚が本部員である会議で決定している。その中で避難指示解除準備区域については、年間積算線量20ミリシーベルト以下であることが確実なことが確認された地域だが、避難指示解除準備区域に設定したとしても、避難指示が解除されたわけではなくて、当面避難指示は継続される。その間に除染や、インフラ、生活関連サービスの復旧・復興を1日でも早く行い、住民の方に一刻も早く帰っていただくべきであるという整理がされている。電気、ガス、水道、医療、郵便などの生活関連サービスなどがおおむね復旧し、除染作業が十分に進捗した段階で、国、県、市町村と十分な協議を踏まえて、避難指示を解除して、帰っていただくということになっている。避難指示解除準備区域についても、部分的に線量が高い地域が存在するが、そういった地域については優先的に除染を行い、早期の線量軽減を図る。

国からの回答（区域見直しについて）

Q107.福島第一発電所の廃炉までには30年も40年もかかる。その間にまだ相当の汚染が飛び散るかもしれない。そういう段階で今、区域の線引きをするのか。

（内閣府）

区域見直しを始めている前提として、2011年12月26日に原子力災害対策本部において、原子炉の冷温停止状態が達成されているということ、使用済み燃料プールのより安定的な冷却が確保できているということ、建屋内の滞留水の全体量が減少しているということ、放射性物質の飛散抑制の目標が達成されているということから、発電所の安全性が総合的に確保されているという判断をしている。すなわち放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられているということ。この後も廃炉に至るまで、いろいろな作業があるが、使用済み燃料や燃料デブリの取り出しや、そのあとさらに廃炉していくまでの何十年かの中長期的な対応を実施するにあたって、その都度、状況に応じて、臨界防止、放射性物質の閉じこめ、放射線の遮蔽などの対策を適切に講じる。今後、発電所の安全性というのは引き続き確保されるということを政府としては確認している。

Q108.帰宅困難区域や居住制限区域になったとして、5年後なり、2年後なりになった場合、「帰れます」という宣言はどこでするのか。

（内閣府）

区域見直し後、帰宅困難区域であれば、線量だけ見れば5年後に帰れる状態になるが、それで5年後に「帰ってください」ということではない。皆さんが帰っていただくには、線量が下がることはもちろんインフラの復旧や、お子さんがいる場合は学校の除染、生活圏の除染が必要となる。帰宅困難区域については、周りをバリケードで覆い、入る際にも線量の管理をするなどが必要で、インフラの整備・復旧や除染の進み具合は遅くなる。そうしたインフラの復旧や除染の状況を見つつ、町の皆様、住民の皆様とよく相談をさせていただきながら決めていきたい。

Q109.年数が経つと線量が下がっていくことは分かったが、チェルノブイリの場合、避難指示が解除されて戻った後に、内部被ばく線量の率が上がったと聞いている。私たちも、5年後、戻っていいと言われて戻った時に、生活するにあたっては、そこで作物を作ったりして、内部被ばく線量は上がると思う。チェルノブイリの実例があるのに、また同じことを繰り返すのか。

（内閣府）

チェルノブイリの場合では、内部被ばくが事故当初から帰った後まで高いというのは事実。実際に作物を作るにあたって、放射線量が高ければ、その地域の営農は控えていただくということは、避難指示が解除された後もお願いする可能性はある。チェルノブイリと日本の違いは、チェルノブイリの被災国では流通しているものを食べるということが少なく、自給自足の生活だった。双葉町でも、双葉町のもの食べているということは実際に多くの方から聞いているが、それは、解除時期の線量次第で引き続き控えていただく可能性はある。いずれにしても帰った際に何ができて、何ができないのかは、しっかりと注意喚起を行い、それに従えば安全な生活は送れると考えている。

国からの回答（区域見直しについて）

Q110.双葉町が分断されて、一部だけ帰れなんてことはできない。一律、帰還困難区域にしてほしい。

（内閣府）

双葉町全てを帰還困難区域にしてほしいという町の要望は我々も承っており区域の見直しに向けた話し合いを続けているところ。

国は基本的な考えとして、地域のコミュニティを考慮して、線量に応じた区分けをしたく町と協議を行っているところ。避難指示解除準備区域は、避難指示を引き続き継続しながら、除染や雇用復旧やインフラ対策をして、住民の一日でも早い帰還を目指す区域。居住制限区域は、20ミリシーベルトを超えているが、放射能は半減期があるため、20ミリシーベルトを下回れば、避難指示解除準備区域に移行して、インフラ復旧等に取り組む。要するに区域見直しを行う目的は、住民の方の帰還準備を効率的に行うことである。線量による線引きではあるが、機械的に区域を切ってしまうとコミュニティが分断しないように、考慮し設定する。すでに決まっている飯館村や南相馬市なども、純粹に線量で切るのではなく、行政区や字の単位で区切るといったことを市町村と話しながら進めている。双葉町ともそういったことを話し合いたいが、そもそも双葉町は、全て帰還困難区域であるべきだと意見。国は線量に応じて3つの区域を設定する、しかし機械的にならないように、ある程度単位で区切るということをご提案したいと思っている。区分けがされたとしても、すぐに避難指示解除準備区域に戻っていただくということではなくて、避難指示を出したまま、準備を集中的に行っていく。

Q111.国は、我々が帰ることを強制するのか。「帰そうとはしていません」と政治家が発言しているのは嘘なのか。インフラの整備をすとか除染をすとか言っても原発事故が解決していないのにそんなことができるのか。このような状況で帰れるわけがない。

（内閣府）

お帰りになれる状況をつくるのが、区域見直しによる除染やインフラであって、解除する環境が整っても、帰還するかは住民の自由である。けれども、住み慣れた故郷に帰りたいたいという希望のある方もおり、それに向けて環境を整えるということである。

Q112.賠償と区域見直しは別に考えてほしい。インフラ整備に入りやすいようにしたいというのはそちらの勝手であり、東京電力・国の方針。賠償問題は別ではないのか。

（内閣府）

平成23年12月、原子力災害対策本部が「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を策定し、これを踏まえ、原子力損害賠償紛争審査会が、政府による避難区域等の見直し等に係る損害について、中間指針第二次追補が示された。それにそって経済産業省及び東京電力がお示ししたのが賠償基準の考え方及び賠償基準となっており、区域見直しと賠償基準がリンクした形となっている。